

抽選

【抽選の方法】

- ① 抽選番号は、申込される区分、住宅、間取りごとの受付順に決定します。（受付時に交付）
- ② 抽選の方法は、抽選器により公開で行います。
- ③ 区分・住宅ごとに、申し込みされた方全員の抽選番号と同じ番号のついた玉を抽選器に入れ、市の担当者が募集戸数分だけ抽選器を回し、出た玉の番号の方が入居予定者となります。
※ 当選した順番に従い、自動的に部屋割りをします。部屋の指定はできません。
- ④ 公開抽選会場で、抽選結果を掲示します。
- ⑤ 入居予定者になった方のみ翌日以降に文書で通知しますが、入居補欠者には通知しませんので、ご了承ください。

【入居補欠者】

- ① 当選されなかった方を補欠者として登録します。補欠者の登録順番は、抽選での最終当選者の次の番号の方から順番に登録します。
- ② 入居予定者として決定した方が入居を辞退した場合、または資格審査で失格になった場合に、入居補欠者を登録順番に従って繰上げ入居予定者とします。
- ③ 入居補欠者は、それぞれの募集区分ごとの入居者が決定した場合、または入居指定日を過ぎた時点で、その効力を失うこととなります。

優遇措置（当選率の引き上げ）

北見市では、【世帯状況による優遇】と【申込年数による優遇】により、抽選番号を通常1個のところ複数個に増やして交付します。抽選番号は申込みした募集区分にのみ有効です。

※ 車いす住宅、シルバーハウジング等、優遇の対象にならない場合があります。

【申込年数による優遇】

- ① 申し込みの際、申込内容を『抽選カード』に記録します。毎年度連続して1回以上申込すると、その年度に応じて抽選番号が増えていきます。 ※ 4月から3月までを1年度とします。
- ② 下記項目に該当した場合、連続申込年数の記録は消滅し1年目に戻ります。

- ・ 申込みの際、抽選カードを持参しなかった場合
- ・ 1年度内に1度も申し込みをしなかった場合
- ・ 抽選カードを紛失した場合、または他人に譲渡した場合
- ・ 申し込みしてから抽選会までの間に、辞退した場合
- ・ 当選、または繰上当選した後に、入居を辞退した場合
- ・ 申し込み後において、申込資格のないことが判明した場合

【世帯状況による優遇】

下表①～⑧の世帯区分に応じて（連続申込年数の抽選番号に加えて）、抽選番号を追加します。複数の項目に該当した場合は、該当した区分の数だけ抽選番号を追加します。

ただし、優遇措置を受けた場合、当選後の資格審査の際に、下記の世帯状況であることを証明する書類を添付していただきます。

なお、虚偽の申告、偽文書の添付、優遇項目に該当しなかった場合等があった場合は失格となります。

区分	優遇項目	添付書類（例）
①	60歳以上の方で、同居者のいずれもが60歳以上、または18歳未満	・住民票（世帯全員用）
	60歳以上の方で、同居者が配偶者のみ	
	60歳以上の方で、同居者が配偶者および18歳未満	
	同居者が60歳以上の配偶者のみ	
	同居者が60歳以上の配偶者および18歳未満のみ	
②	引揚者で5年を経過していない方	・道援護事務主管課長の証明書
③	本人か同居者が、身体障がい1～4級、精神障がい1～2級、療育手帳A・B	・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・道の福祉主管課長又は市町村長若しくは道又は市町村の福祉事務所長の証明書等
④	母子(父子)家庭で20歳未満の子と同居している	・戸籍全部事項証明（謄本）
⑤	小学校就学前の同居者がいる	・住民票（世帯全員用）
⑥	5人以上の世帯である	・住民票（世帯全員用）
	18歳未満の同居者が3人以上いる	
⑦	DV被害者で、一時保護の終了から5年以内の方	・婦人相談所長の証明書 ・裁判所の保護命令決定書
	DV被害者で、保護命令の発効から5年以内の方	
	DV被害者で、母子生活支援施設を退所してから5年以内の方	
⑧	犯罪等の影響により収入が著しく減少し、住宅から転居を余儀なくされた犯罪被害者	・犯罪被害者等であることの申立書
	現在居住している住宅やその付近で犯罪等があり、居住継続が困難になった犯罪被害者	